

玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品の二次利用における 玉城ブランド Taste of Tamaki 表示ガイドライン

玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品を原材料とした加工品（調理したものを含む）等（以下「二次利用」という。）における玉城ブランド Taste of Tamaki の表示のあり方（ガイドライン）は、次のとおりとする。

1. 二次利用における玉城ブランド Taste of Tamaki の表示（以下「二次利用マーク」という。）は次のとおりとする。

(1) 二次利用マークは次のとおりとし、優先して使用するものとする

- ・玉城ブランド Taste of Tamaki 認定表示取扱基準にある「ブランドマーク」の下に黒で「○○使用」と明記し、○○の部分に二次利用する玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品の品目を書く
- ・レイアウト、文字の書体、その他については玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品に準じる

(2) やむを得ず二次利用マークが使用できない場合は、次のとおりとする

- ・「玉城ブランド Taste of Tamaki○○使用」と明記し、○○の部分に二次利用する玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品の品目を書く

例えば、レストランのメニューや旅館等で提供する料理など、二次利用マークの使用ができない場合などを想定しており、基本は二次利用マークを使用する

2. 二次利用マーク等は、玉城ブランド Taste of Tamaki 認定制度の趣旨を理解している次の者が使用することができる。

(1) 二次利用する玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品の認定事業者が認めた者

(2) 明らかに玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品を二次利用していると証明できる者

例えば、認定事業者からの直接仕入れでなく、市場等で購入した玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品を二次利用する場合等を想定している

3. 二次利用マーク等を使用するにあたっては、次の条件を満たさなければならない。

(1) 二次利用における原材料の仕入先や数量等の追跡調査ができること

(2) 二次利用における原材料のうち、二次利用する玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品の品目において玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品以外の原材料が含まれないこと

(3) 二次利用の主たる原材料が玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品であるか、二次利用の商品名等の呼称に二次利用する玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品の品目名が含まれていること

4. 二次利用にあたっては、玉城ブランド Taste of Tamaki の品位を毀損することのないように努めなければならない。

例えば、一緒に使用する原材料がいわゆる B 級品であったり、食品添加物等を多用したりすることは忌避すべき事項である。